



ニュースリリース 平成 25年 6月 27日

常陽教育資金贈与専用預金（愛称：応援家族）の取扱開始について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）では、このたび「常陽教育資金贈与専用預金（愛称：応援家族）」の取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本商品は、大切なご家族の未来を応援するためお孫さま等の教育資金の贈与にご活用いただける専用預金で、平成 25 年度税制改正にて新設されました「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置*」に対応しております。

当行は、今後とも、金融商品の充実を図りお客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1.取扱開始日

6月27日（木）

2.本商品のポイント

- ① お孫さま等お1人当たり1,500万円までお預入れできます。
- ② 本預金にお預入れいただいた資金を教育資金のお支払に充当した場合、最大1,500万円が非課税となります。
- ③ お孫さま等が30歳になるまでの教育資金が対象となります。

商品の概要につきましては、別紙をご参照願います。

*「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」

お孫さま等への教育資金の贈与が1人当たり1,500万円まで非課税となります。

（学校以外の塾や習いごとなどの資金使途は内500万円までが非課税となります）

以 上

常陽教育資金贈与専用預金（愛称：応援家族） 商品概要】

項 目	内 容
ご利用いただける方	直系尊属である祖父母さま等から、教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま。 ※贈与を受けられるお孫さま等1人あたり1金融機関、1営業所、1口座に限定してご利用いただけます。このため、当行で本預金口座を開設された場合、他の金融機関や当行の他の店舗にて同様の口座等は作成できません。
預金種類	普通預金（教育資金管理契約を締結していただきます）
お預け入れ限度額	1,500万円（利息はお預け入れ限度額に含みません）
お預け入れ期限	平成27年12月30日まで
お預け入れ方法	窓口で随時お預け入れいただけます。 ※お預け入れの対象資金は、贈与契約後2ヶ月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の教育資金に限定させていただきます。
お引き出し方法	窓口で随時お引き出しいただけます。 ※教育資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただきます。なお、領収書等の提出期限は支払日から1年以内となります。 ※また、請求書・納付書等で教育費の支払いであることが確認できれば、専用口座からの振替によるお振込も可能です。
口座開設手数料 (消費税込)	10,500円（ただし、平成26年6月30日までに開設された場合は無料）
払出事務手数料 (消費税込)	無料（ただし、1回あたりの払出金額の合計が10万円未満の場合、1,050円）
備 考	預金保険制度の対象となります。

【商品のイメージ】

